

# Ⅱ- ⑦ 2019年度 海外フィーダー貨物等誘致事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

## 1. 目的

本事業は、阪神港におけるコンテナ貨物取扱個数の増大および外航コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

## 2. 委託事業内容

### (1) 対象事業

国内他港と釜山港等東アジア主要港間を海外フィーダー船で輸送されている日本発着の輸出入貨物（以下「海外フィーダー貨物」という。）を、内航フィーダー船等を利用して阪神港を経由するルートに転換する事業等を対象とします。また、下記いずれかの要件を満たすことが必要となります。

- ① 2019年1月以降に新たに内航フィーダー船等を利用して阪神港利用に転換または新規に輸出入を行う事業（ただし、2018年度当事業の委託を受けていない事業である事。また、2019年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。）
- ② 当事業を受けて、2014年度以降に内航フィーダー船等を利用して阪神港利用に転換または新規に輸出入を行ったコンテナ貨物であって、2019年度の輸送貨物量が、2014年度から2018年度の5年度における輸送実績のうち最も高い年度の実績と比べて増加が見込まれる事業
- ③ 2018年度中に内航フィーダー船等を利用して阪神港利用に転換または新規に輸出入を行ったコンテナ貨物であって、2019年度の輸送貨物量が、2018年度と比べて増加が見込まれる事業（ただし、2018年度当事業の委託を受けていない事業である事。）

なお、当事業に関連して、阪神港から空コンテナの供給がある場合、または空コンテナを阪神港へ返却した場合は、当該空コンテナも対象となります。

また、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について、委託事業終了後に弊社より確認をさせて頂く場合があります。

### (2) 委託対象者

外航コンテナ船社またはその日本代理店

阪神港 CY 受け渡しの B/L が発行され、荷主またはその代理人が阪神港/西日本等諸港間のフィーダー輸送を手配している場合は、荷主またはその代理人（フォワーダー、利用運送事業者、フェリー船社等）

### (3) 委託内容

弊社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、下記の表をもとに協議を行い決定します。

ただし、年間事業実績が「目標輸送貨物量」に満たない場合、または委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ない場合がございますので、ご留意下さい。

業務委託料にかかる1TEUあたりの単価			
対象事業要件	対象貨物	九州地方	その他地方
①	新規（転換）貨物	15,000円	10,000円
①	新規（転換）貨物かつ2019年度新たに開設された国際基幹航路に積載される貨物	20,000円	15,000円
②、③	増加した貨物	10,000円	5,000円

※「国際基幹航路」とは、欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州の各港湾と国際戦略港湾とを結ぶ定期コンテナ航路を指します。

### (4) 提出書類

#### 【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式1⑦海外F）
- ② 提案事業者の会社概要（様式2共通）
- ③ 事業計画の提案にかかる申立書（様式3⑦海外F）
- ④ その他提案内容の確認を目的に弊社が必要と認める資料

#### 【事業完了時】

- ① 事業実績報告書（様式4⑦海外F）
- ② その他事業実績の確認を目的に弊社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については弊社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅱ)」をご参照ください。

以上

#### 【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <http://hanshinport.co.jp/>

E-mail [senryaku@hanshinport.co.jp](mailto:senryaku@hanshinport.co.jp)